

kokyosotsushin

# 高教組通信No.2 知事選特集①

2021年6月8日  
兵庫高教組書記局

HP:「兵庫高教組」検索 → [HSTU] TOP of 兵庫県高等学校教職員組合（お問い合わせフォームもあります）

## 知事選挙で要求を実現させよう

# 県民本位の県政に変える絶好のチャンス！

7月18日、兵庫県知事選挙が投開票されます。「地方自治は民主主義の学校」と言われますが、知事選挙は私たちの身近な問題をどう解決していくのか、私たちの要求をどう実現させていくのか、そのことが問われる選挙となります。また、私たちは県職員ですから、私たちの「上司」を決める直接選挙でもあります。

今回の選挙、マスコミ報道によれば、自由民主党（以下、自民党）は、日本維新の会（以下、維新の会）と、どう「向き合うか」によって意見が対立し分裂、そして、その維新の会は、独自候補が立てられない中、兵庫県において「維新の政治を前進させるため」、自民党と「相乗り」。この候補者選考のドタバタを見て、はっきりしているのは、そこに、県民の願いをどう実現するかなどは見えてこない、まさに県民不在となっていることです。兵庫県政、このままでいいのでしょうか、少し立ち止まって、自分たちの県行政について考えてみませんか。高教組は、今後、高教組通信では数回にわたり、兵庫知事選挙特集を組みます。

## 県民の手に県政を取り戻せるかが問われる選挙

自民党は分裂し、一部議員と維新の会とが相乗りとなる中、マスコミはこぞって、そこに対立軸があるかのように報道しています。しかし、本当にそうなのでしょうか。「県民不在」の候補者選考を見るにつけ、多少の違いはあるにせよ、いずれも、井戸県政を引き継ぐこととなることは容易に想像ができます。県民の願いに寄り添うのではなく、県民不在の県政をこれ以上続かせるわけにはいきません。次の選挙は、県民の手に県政を取り戻せるか、そこが問われる選挙なのです。

## 忘れてはいけない！県「行革」の痛み 井戸県政の本質

### コロナ対応の脆弱さの大きな要因にも

井戸県政は、震災復興と称して、無駄な大型公共事業を進め、さらに県財政を悪化させると、2000年度からは、その失政のつけを県「行革」の名の下、県民に押し付けました。県職員の3割削減と、医療、福祉、教育事業を中心に県民サービスを削減し、老人医療費や重度心身障害者(児)、母子家庭、乳幼児党医療サービスの削減等を行ってきました。また、県下に41あった

保健所を17に減らすとともに、国の「地域医療構想」による「策定ガイドライン」に追随し、病床数を減少させ、病院の統廃合をもすすめできました。さらに今、コロナウイルスにより逼迫する医療現場、この状況においてもなお、今後もさらなる統廃合の計画を実行しようとしています。このような、医療費抑制を目指す国の政策を無批判に受け入れる井戸県政こそが、兵庫県における病床使用率の異常な高さなど、コロナ対応の脆弱さの大きな要因となっているのです。

## いまだ削減され続ける私たちの賃金

また、私たち県職員の賃金は、県「行革」によって2000年度～2005年度には、一時金や12月昇給延伸という形で、そして、2008年度からは賃金・一時金・地域手当のカットという形で、人勧によらない賃金削減が行われてきました。正確に言えば、今もなお、地域手当1.5%が削減され続けており、両方合わせる19年間にも及ぶ賃金削減を受け続けています。人勧無視の不当な賃金削減による、一人当たりの損失額は、〇〇円にも及ぶのです。

これほどまでに県民と県職員を大切にできないのが、井戸県政なのです。

## こんな兵庫県になってほしい！

### 知事選は私たちの願いを託す選挙です

- ・県民の生活と福祉・教育の充実向上を
- ・30入学級の実現、障害児学校の増設、給付制奨学金の創設
- ・拡大された高校通学区を見直し、ゆきとどいた教育の保障を
- ・長時間過密労働を解消するとともに、県「行革」による賃金削減の復元！
- ・非正規雇用職員の賃金と権利を正規採用職員と同等に
- ・教員免許更新制度の廃止を国へ要請

高教組が、知事選挙に対して、要求実現を強く求めている「私たちの願い」です。

## 教職員が選挙でできること、できないこと

- 1 ネット選挙活動（フェイスブック、ツイッター、ライン等の利用）については可能です。ただし、電子メール（ショートメールも含む）による投票依頼はできません。詳しくは高教組本部まで問い合わせ下さい
- 2 電話での選挙活動は自由です
  - ・電話で投票と応援を依頼することは自由です。ただ、生徒や保護者への電話かけは「地位利用」となりますので、「地位利用」とならないよう注意してください。
- 3 親しい人への私信ついでに
  - ・友人、知人、親戚など親しい人に、選挙以外の用件で私信の封書を出した際に、ついでに選挙のことを書き添える程度であれば、問題ありません。相手との関係によって、適切に考えてください。
- 4 分会議で、組合の決定を周知宣伝したり、職場の同僚に候補者の政策を説明することは、告示後もできます